

## ニュースレター インドネシア：オムニバス法 2021年3月 ネガティブリストの変更

### 連絡先：

Mita Djajadiredja  
Senior Partner  
mita.djajadiredja  
@bakermckenzie.com

Daniel Pardede  
Partner  
daniel.pardede  
@bakermckenzie.com

Gerrit Jan Kleute  
Foreign legal consultant  
gerrit.kleute  
@bakermckenzie.com

Abimata Putra  
Associate Partner  
abimata.putra  
@bakermckenzie.com

Yizreel Sianipar  
Associate Partner  
yizreel.sianipar  
@bakermckenzie.com

Ria Muhariastuti  
Senior Tax Specialist  
ria.muhariastuti  
@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ：  
Yoko Inoue (井上 洋子)  
+65 6434 2605  
yoko.inoue  
@bakermckenzie.com

### 概要

インドネシア政府は、雇用創出法（「オムニバス法」と知られている）施行規則の一つとして、投資事業分野に関する 2021 年大統領規程第 10 号（通称「優先リスト」）を制定した。優先リストは 2021 年 3 月 4 日に発効した。

優先リストは、（2007 年大統領規程第 76 号及び 2016 年大統領規程第 44 号に基づく）ネガティブリストに代わるものであり、インドネシア経済の外国投資への開放に、大きな進展を表している。

優先リストは多くの事業分野において外国投資規制を大幅に緩和したものの、協同組合や零細企業・中小規模インドネシアの事業主体（「C-MSME」）に関する制限を含め、まだ多くの制限が残っている。

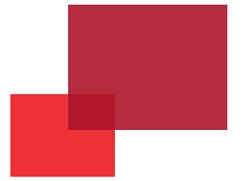
### 優先リストの主な規定

優先リストの主な規定は次のとおりである：

- **大きな前進**

優先リストは、外国投資に閉鎖、または条件付きで開放すると決定されたものを除き、全ての事業分野が外国投資に開放されるというネガティブリストと同じ概念を依然として採用している。

優先リストにより導入された主な変更は、外国投資規制の対象となる事業分野の数が大幅に削減されたことである。ネガティブリストから削除された事業分野の中には、ネガティブリストが最初に導入された当初から外国投資規制の対象となっていた事業分野（例えば電気通信事業等）が含まれる。現在、外国投資に開放されている主要な（セクター別に分類される）事業分野の詳細については、下記スケジュール 1 を参照されたい。



- **残る制限と一定の例外**

優先リストに記載されている、外国投資規制の対象となる事業分野は、下記のとおり:

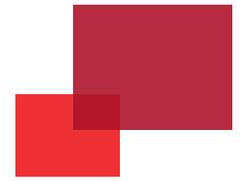
- (a) 外国投資家、国内投資家ともに、以下の事業分野は禁止されている: (i)麻薬、(ii)ギャンブル(いかなる形態でも)、(iii)ワシントン条約(CITES)で禁止されている種の漁業、(iv)サンゴ/サンゴ礁の採取、(v)化学兵器の製造、および(vi)オゾン層に有害な化学物質および材料の製造。なお、これらは、従前のネガティブリストの 20 の事業分野から大幅に削減された。
- (b) 一定事業分野は C-MSME に割り当てられているが、C-MSME と連携する外国人投資家や国内の大規模事業者にのみ開放される。本カテゴリーには合計 89 の事業分野があり、従前のネガティブリスト下の 145 から減少した。
- (c) 特定条件の対象となる特定事業分野:
  - (i) 国内投資家のみ開放されているもの
  - (ii) 外国所有制限の対象となっているもの このカテゴリーの主要な事業分野は下記スケジュール 2 を参照されたい。
  - (iii) 特別許可の対象となるもの

このカテゴリーは、優先リストで事業分野数が最も大きく変化した。従前のネガティブリストの 350 から減少し、優先リストには 46 の事業分野のみが含まれている。

なお、上記(c)の特定事業分野に課される条件は、当該事業を行う外国投資家が経済特区に所在する場合には適用されない。

特定事業分野に課される外国人所有制限の例外は、次のとおりである:

- (a) 適用除外ポリシー: 投資の確実性のために、旧体制下で許可されたストラクチャーについては、法改正によって売却義務が発生しないことが極めて重要である。優先リストは、適用除外ポリシーを引き続き適用している。



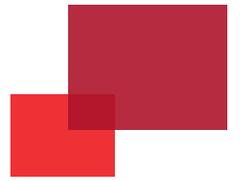
- (b) 二国間協定：優先リストは、インドネシアと外国人株主の本国間の二国間協定(これにより外国人株主が外国人投資規制の緩和を享受できる)の下で、外国人株主に対する優遇措置が規定されている場合、外国人株主が優遇措置の対象となる可能性があるとしている。
- (c) 間接投資／ポートフォリオ投資：外国所有制限は、国内資本市場を通じて行われる間接投資／ポートフォリオ投資には適用されない。この例外は、ネガティブリストを踏襲している。

- **C-MSME のために留保されている、または C-MSME との連携が必要な事業分野。**優先リストには、C-MSME に割り当てられる 89 の事業分野が示されている。これらは、技術の使用を伴わない事業分野(または、単純な技術のみを使用する)、文化遺産の要素を有する事業分野、及び／または投資額が 100 億インドネシアルピア以下(土地・建物を除く)の事業分野である。

また、優先リストでは、主に C-MSME により行われる事業、または物品のサプライチェーンの一部である業務については、C-MSME との連携が必要であるとされている。優先リストは、連携について具体的な形態を示していないが、オムニバス法は、プラズマ(小規模)連携、下請、販売代理店、代理店、アウトソーシング等の具体例を示している。また、オムニバス法では、外国人株主とインドネシア人株主との共同出資(合弁会社等)は、C-MSME との連携には当たらないと定めている。

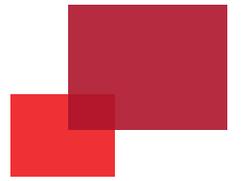
- **特定事業分野における投資要件は、引き続き分野別規制の対象となる。**優先リストは、インドネシアの全ての事業分野に適用される、外国投資規制における唯一の法的根拠とすることを意図したものではない。事業者は、関連する分野別規制を確認の上、当該分野別規制が特定の投資要件を定めているかどうか確認すべきである。例えば、以下について留意されたい：

- (a) 優先リストは、金融分野の投資要件は優先リストの対象ではなく、金融分野に適用される分野別規制の対象であると記載している。
- (b) 病院事業は、現在外国投資に 100%開放されているが、一定の病床数要件を満たす必要がある。例えば、一般病院への外国投資は 200 床以上の病院に限定されている。



- (c) 優先リストは、建設 PMA に対する外国投資の所有を明示的に規制していないが、建設サービス法(オムニバス法により改正された)では、インドネシアに PMA を設立して建設活動を行おうとする外国の建設会社は、国内の建設サービス会社との合併事業を設立することを義務付けている。現地株主が 1 株のみを保有している場合において、この要件を満たすかどうかは不明である(以前の 67%の外国投資制限と比較して)。なお、建設 PMA は、高度な技術を用いて、高度なリスクを伴う及び／又は一定の作業価値を有する建設活動のみを行うことができるという建設サービス法の要件は残っている。
  - (d) 同様に、上流の鉱山会社も、商業生産の 5 年目から株式を売却する必要がある。
  - (e) 一部の小売業は現在、100%外国投資に開放されているが、取引規制上の要件を満たす必要がある。例えば、スーパーマーケットは、売場面積が 1,200 平方未満の場合、外国人所有者には閉鎖されていたが、優先リストは、スーパーマーケットについて最低売場面積の制限なしに外国人投資に 100%開放した。但し、スーパーマーケットに関する取引規制上の要件を満たす必要がある。
- **ネガティブリストの主要原則は一部維持される。** 現行体制下の以下の主要原則は、優先リストによって変更されないことに留意することが重要である:
    - a) **最小投資額:** 海外投資は PMA を通じて行う必要があり、最低投資額は 100 億インドネシアルピア(土地・建物への投資を除く)を超えなければならない。

しかしながら、経済特区にある技術を基盤とする新興企業への外国投資については、100 億インドネシアルピー以下の投資が認められる。
    - b) **財政インセンティブ**については、下記を参照のこと。
  - **財政インセンティブ:** 政府は、優先度リストに記載されている 245 の優先事業分野について、引き続き、税制上の優遇措置を講じている。これについては、ネガティブリストに規定はなく、別の規則で規定されている。これらの優先事業は、国家戦略事業、労働集約型事業、資本集約型事業、ハイテク事業、先駆的産業、輸出志向型事業、研究・革新志向型事業に分類される。優先リストに優先分野として記載されていない事業分野についても、分野別の法令



に基づき、財政又は非財政的なインセンティブを受けることができる。これらのインセンティブの概要は次のとおり:

a) タックスホリディ(免税期間):

- 1,000 億から 5,000 億インドネシアルピアの投資に対して、5 年間、50%の法人所得税の減税
- 5,000 億インドネシアルピアを超える投資に対して、5 年から 20 年の期間、投資価値に応じて、100%の法人所得税の減税

申請は、2024 年 10 月末までに行わなければならない。申請書には、投資計画が既の実現しているか、または投資認可後 1 年以内に実現となる旨を記載しなければならない。

b) 税額控除:

- 6 年間、投資額の 30%の課税所得削減(つまり、年間 5%)
- 加速償却
- 最長 10 年間の繰越欠損金
- 配当に対する 10%の源泉徴収税

適格投資は、以下のような投資を指す:

(a) 投資価値が高い、または、輸出を目的としたインドネシアでの事業、(b) 多くのインドネシア人労働力を要する、または (c) 現地調達率が高い。

c) 関税優遇措置: 優先リストは、産業の建設及び発展のための機械、物品及び材料の輸入に対する輸入税の免除を規定している。本規定は、現行の「マスターリスト」の規定に類似していると思われる。

\*\*\*\*\*



## スケジュール1- 事業分野の自由化

次に、自由化された主要な事業分野の例を示す：

技術・メディア・電気通信

事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
商業目的のウェブポータルやデジタルプラットフォーム	投資価値(発行済み払込資本として解釈される)が1,000億インドネシアルピアを超える場合は、100%外資に開放、それ以外の場合は、49%を上限とする	特定の基準を設けずに100%外資に開放
ケーブルを使用する、又は使用しない電気通信活動、衛星電気通信活動、プレミアム・コール・サービス、プレミアムSMSコンテンツ・サービス及び他のマルチメディア・サービスを含むすべての電気通信ネットワーク及びサービス活動	67%まで外資開放	100%外資に開放
メディアを通じた小売	外資閉鎖	100%外資に開放
新聞・雑誌・出版	外資閉鎖	100%国内投資、その後資本市場を通じ最大49%まで外国投資に事業拡大
通信塔提供・運営・保守サービス	外資閉鎖	100%外資に開放(単純/中級技術を



事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
		使用した建設サービスを除く)

#### ヘルスケア

事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
病院	67%まで外資に開放、ただし、ASEAN 投資家については 70%を上限として開放	最低病床数の要件を満たすことを条件として、100%外資に開放
製薬業界	85%まで外資に開放	100 %外資に開放
医薬品卸売	外資閉鎖	100 %外資に開放
医療機器の配布	49%まで外資に開放	100 %外資に開放

#### 電力

事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
1 -10 MW の発電所	49%まで外資に開放	100 %外資に開放
10 MW 以下の地熱発電所	67%まで外資に開放	100 %外資に開放
10 MW 以上の発電所	95%まで外資に開放 (官民パートナーシップの場合、100%外資に開放)	100 %外資に開放
発電所の運営・保守	95%まで外資に開放	100 %外資に開放

#### 建設業

事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
高度な技術を用い、及び／又は危険性が高い建設作業サービス並びに／又は作業価額が 500 億ルピアを超える建設作業サービス	外資は 67%まで開放 (ただし、ASEAN 投資家は 70%)	100%外資に開放 (上記の「特定の事業分野における投資要件は、引き続き分野別規制の対



		象となる」を参照のこと)
高度な技術を用い、及び／又は高度の危険を伴い、及び／又は作業価額が100億インドネシアルピアを超える建設相談サービス	67%まで外資に開放 (ただし、ASEAN 投資家は 70%)	100%外資に開放 (上記の「特定事業分野における投資要件は、引き続き分野別規制の対象となる」を参照のこと)

#### インフラストラクチャー

事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
飲料水事業	95%まで外資に開放	100%外資に開放 (特定の税額控除があり)

#### 農業

事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
主食作物(米、トウモロコシ、サツマイモ、豆)	49%まで外資に開放	技術規則が改訂されることを条件として、100%外資に開放
植林(例えば、サトウキビ、タバコ、飲料植物(例えば、コーヒー、ココア)、ゴム植物、ココナッツ、パーム油プランテーション)	20%のプラズマ(小規模)連携を満たすことで、95%まで外資に開放	技術規則が改訂されることを条件として、(25ヘクタール以上については)100%外資に開放
園芸(果実・野菜栽培)	30%まで外資に開放	技術規則が改訂されることを条件として、100%外資に開放



## 物流

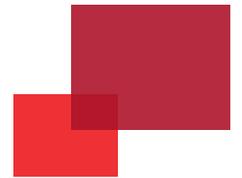
事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
貨物運送(遠征)	67%まで外資に開放	100%外資に開放
空港業務	49%まで外資に開放	政府が定めるコンセッション契約の条件に従って、100%外資に開放(プロジェクト単位で)

## 小売と貿易

事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
小売事業部門(例えば、自動車、オートバイ、自動車部品及び付属品を含む商業車両の小売)	外資閉鎖(100%国内投資)	100%外資に開放
売場面積1,200平方未満のスーパーマーケット	外資閉鎖(100%国内投資)	最低販売床面積を条件として、100%外資に開放

## ホスピタリティと観光事業

事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
不動産・不動産仲介業	外資閉鎖(100%国内投資)	特定の基準なしに、100%外資に開放
旅行代理店	外資閉鎖(100%国内投資)、国内中小企業向け	特定の基準なしに、100%外資に開放
エコツーリズム	51%まで外資に開放(ただし、ASEAN投資家は70%)	(C-MSMEとの連携要件等の)特定基準なしに、100%外資に開放



## スケジュール 2 - 外国所有権規制の対象となる事業分野

外国所有権規制の対象となっている主な事業は次のとおり:

- 郵便サービスは、引き続き 49 %まで外国所有権規制の対象となる。
- 輸送活動(商業定期航空輸送及び海上・水上輸送を含む)は、引き続き 49%の外国所有権規制の対象となる。
- 放送サービスは、引き続き 20%の外国所有権規制(事業拡大のみに限定)の対象となる。
- 伝統的な医薬事業は、引き続き 100%国内投資要件の対象となる。

[www.hhp.co.id](http://www.hhp.co.id)

HHP Law Firm  
Pacific Century Place, Level 35  
Sudirman Central Business District  
Lot. 10  
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53  
Jakarta 12190  
Indonesia

電話 : +62 21 2960 8888  
ファクス : +62 21 2960 8999